

大 阪 府 社 会 福 祉 事 業 団 職 員 互 助 会
ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 費 用 助 成 制 度 実 施 要 綱

(平成24年4月1日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに互助会運営規則第2条に規定する会員の福利増進のための事業として、会員のボランティア活動費用に対する助成についてその取扱いを定め、社会貢献を行うことを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ボランティア活動実施時および申請時に互助会の会員の資格を有しているもの
- (2) その他会長が特に必要と認めたもの

(助成内容)

第 3 条 助成は、前条に規定する会員が実施するボランティア活動費用のうち、1年度あたり5万円までとする。

2 助成対象となる費用は次の各号の通りとする。ただし、他の法人や団体等より本制度と同等と認められる内容の助成を受けているものを除く。

- (1) ボランティア活動にかかる交通費
- (2) ボランティア活動中の宿泊費
- (3) ボランティア活動のために必要と認められる消耗品代
- (4) その他会長がボランティア活動に特に必要と認めた費用

(申請)

第 4 条 申請は、ボランティア活動終了後3月以内に、ボランティア活動費用助成金申請書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添付して、所属する施設の長を経由して会長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項の助成対象となる費用の領収書（原本）ただし、代金を金融機関から振込んだ場合はその控え（原本）
- (2) 写真等ボランティア活動を実施したことが証明できる資料

2 ボランティア活動終了日の翌月から起算して3月以内かつ会員の資格を有する期間内に請求しないときは、当該権利は消滅する。なお、請求とは前項に規定する書類が、所属する施設の長を通じて互助会事務局が受け付けることをいう。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。

3 助成金の請求は、会員本人が行わなければならない。

(審査並びに交付)

第 5 条 助成金の交付については、その申請内容を審査した上で会長が決定し、交付する。

2 助成金は、給与支給日に交付する。

(助成の制限)

第 6 条 会長は、助成の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その助成を取消し、助成金の一部または全部を一時に返済させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

第 7 条 会員は、この資格取得の補助に対して有する権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 この制度を利用しなかった会員に対する助成の代替措置は講じない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第4条関係）

所属長		

平成 年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会
会 長 行 松 英 明 様

施 設 名
職員番号
氏 名 印

ボランティア活動費用助成金申請書

大阪府社会福祉事業団職員互助会会員のボランティア活動費用助成制度実施要綱に基づき、標記助成金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添付して申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 金 _____ 円
2. ボランティア活動先および内容
[_____]
3. 活動日 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
4. 費 用 _____ 円

添付書類 (1) 第3条第2項の助成対象となる費用の領収書（原本）
(代金を金融機関から振込んだ場合はその控え（原本）)
(2) 写真等ボランティア活動を実施したことが証明できる資料

互助会受付年月日	年 月 日	担当者	担当者	審査		会長
支 給 年 月 日	年 月 日					
支 給 額	円					